

# あひるのチャレンジ

令和7年9月29日



## 30日(火)通知表配付

本校では、今年度より通知表配付を前期と後期の2回としました。前期の通知表を30日(火)に配付します。通知表を一緒に見ながら、お子様にごがんばったことを聞いて、そのごんばりを褒めてあげてください。また、苦手な教科も明らかになると思います。どうすれば克服できるのかも一緒に考え、励ましてあげてください。今後の学習意欲につながる声かけをよろしくお願いいたします。

## 熱中症対策

10月25日(土)の運動会に向け、練習が始まっています。意欲的に練習している子が多く、当日が今から楽しみです。

涼しくなってきましたが、熱中症が心配です。先日、「健康観察チェックポイント」や「熱中症フローチャート」を使い、教職員全体で熱中症対策を再確認しました。

ご家庭におかれましては、ご飯をしっかり食べさせ、睡眠時間を十分にとらせてください。また、お茶を多めに持たせてください。元気に登校し、力いっぱい練習できますよう、お子様の健康管理をよろしくお願いいたします。

## 改めて、「いじめ」について考える

本日の児童朝会では、後期の学校生活に向けて、改めて「いじめ」についての話をしました。

大阪市いじめ防止基本方針には、次のことが書かれています。

- ・大阪市は、いじめを許さない。
- ・いじめは、人間として絶対に許されない卑劣な行為である。  
(許さないのはいじめという行為)
- ・好きか嫌いか、仲が良いか悪いか等にかかわらず、いじめは許されない

以上のことから、「嫌いだからからかってもよい」や「ふざけてただけ」等は許されないこと、また、「仲が良いから、からかい合ったり、たたき合ったりしてもよい」こともやめるよう伝えました。

いじめ防止対策推進法という国のきまり(法律)も紹介しました。

・**児童等は、いじめを行ってはならない。(第四条)**

「いじめをしてはならない」ということは、新森小路小学校だけでなく、私たちが住む大阪市、大阪市だけでなく、国でも言われていること。『ちがいを認め合って、自分が、相手が、周りが、気持ちの良い関係をつくろう』という話をして、話を閉めました。

なお、いじめ防止対策推進法には次のことも書かれています。

- ・学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。(第八条)
- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。(第九条)

学校では、引き続きいじめの未然防止・早期発見に取り組んでいきますが、保護者・地域の皆様の力が必要です。

子どもの健やかな成長のため、安全・安心に日々の生活を送ることができるようにするため、学校・保護者・地域が連携を図りつつ、一つのチームとなって取り組みを進めていきたい。強く願います。

よろしく願います。